

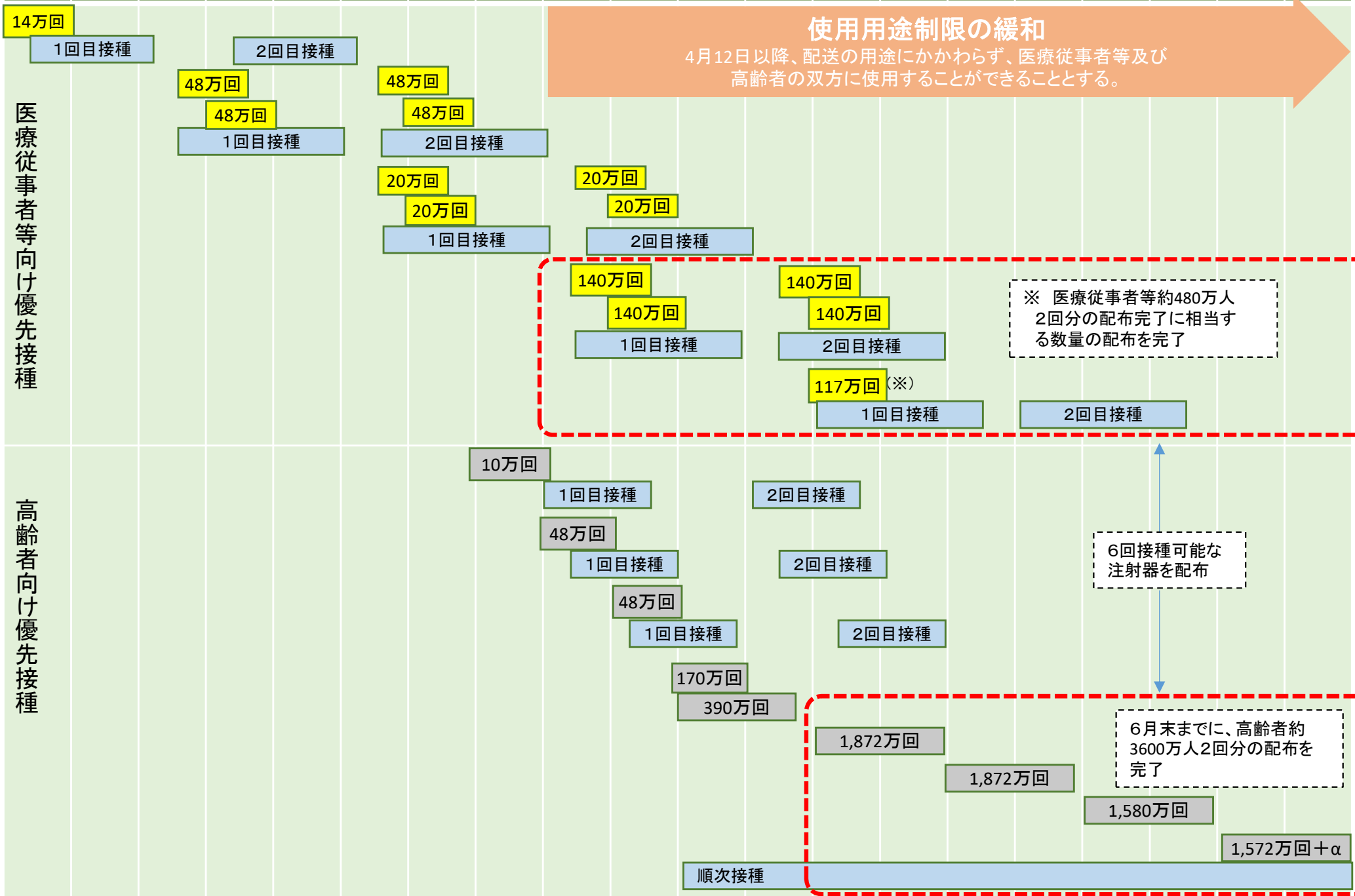
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種 の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会	資料1
令和3年6月4日	
第24回救急・災害医療提供体制等の 在り方に関する検討会	参考 資料
令和3年6月4日	3-1

新型コロナウイルスワクチン接種に係る 人材確保の現状について

ファイザー社ワクチンの配送スケジュール

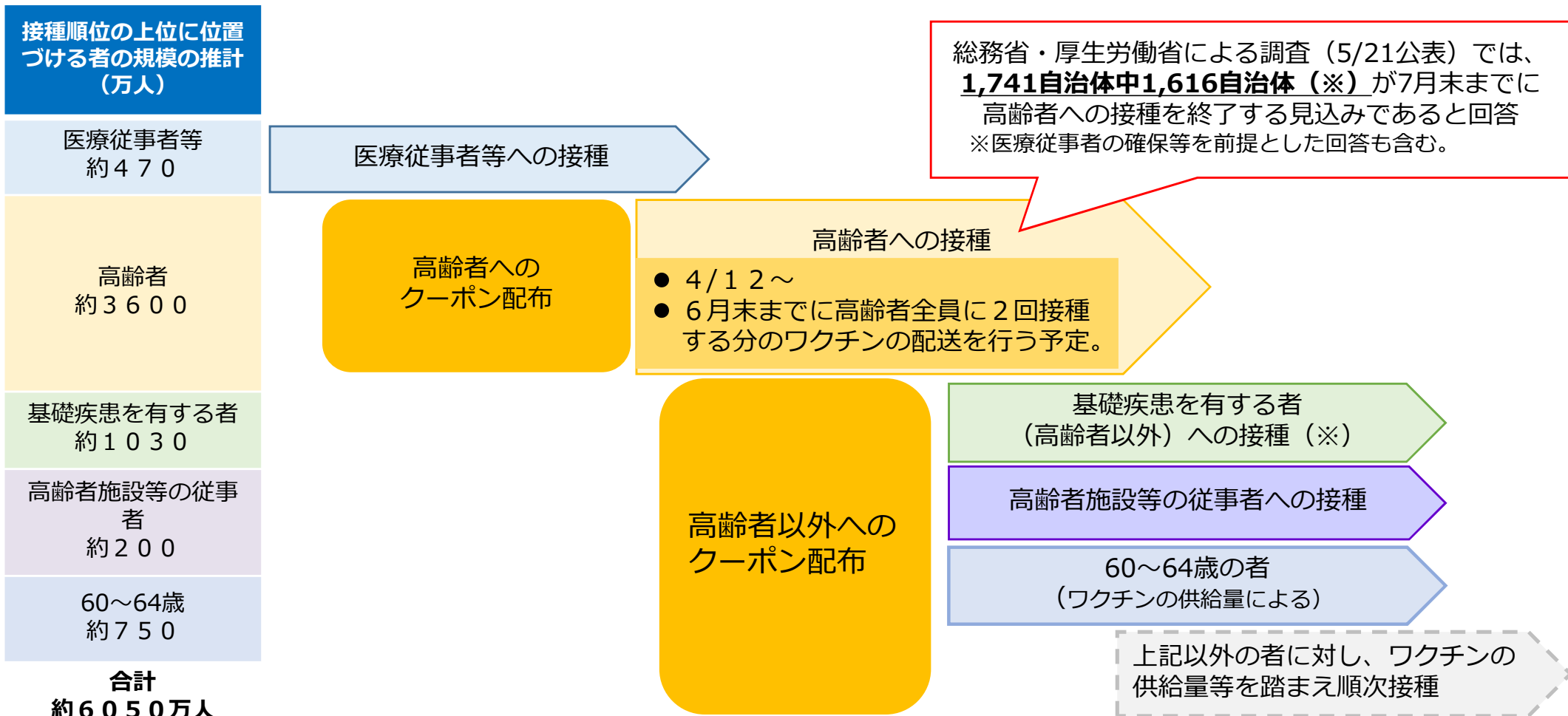
令和3年5月21日時点

2/15 週	2/22	3/1	3/8	3/15	3/22	3/29	4/5	4/12	4/19	4/26	5/3	5/10	5/17	5/24	6/1	6/7	6/14	6/21	6/28
-----------	------	-----	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	-----	------	------	------



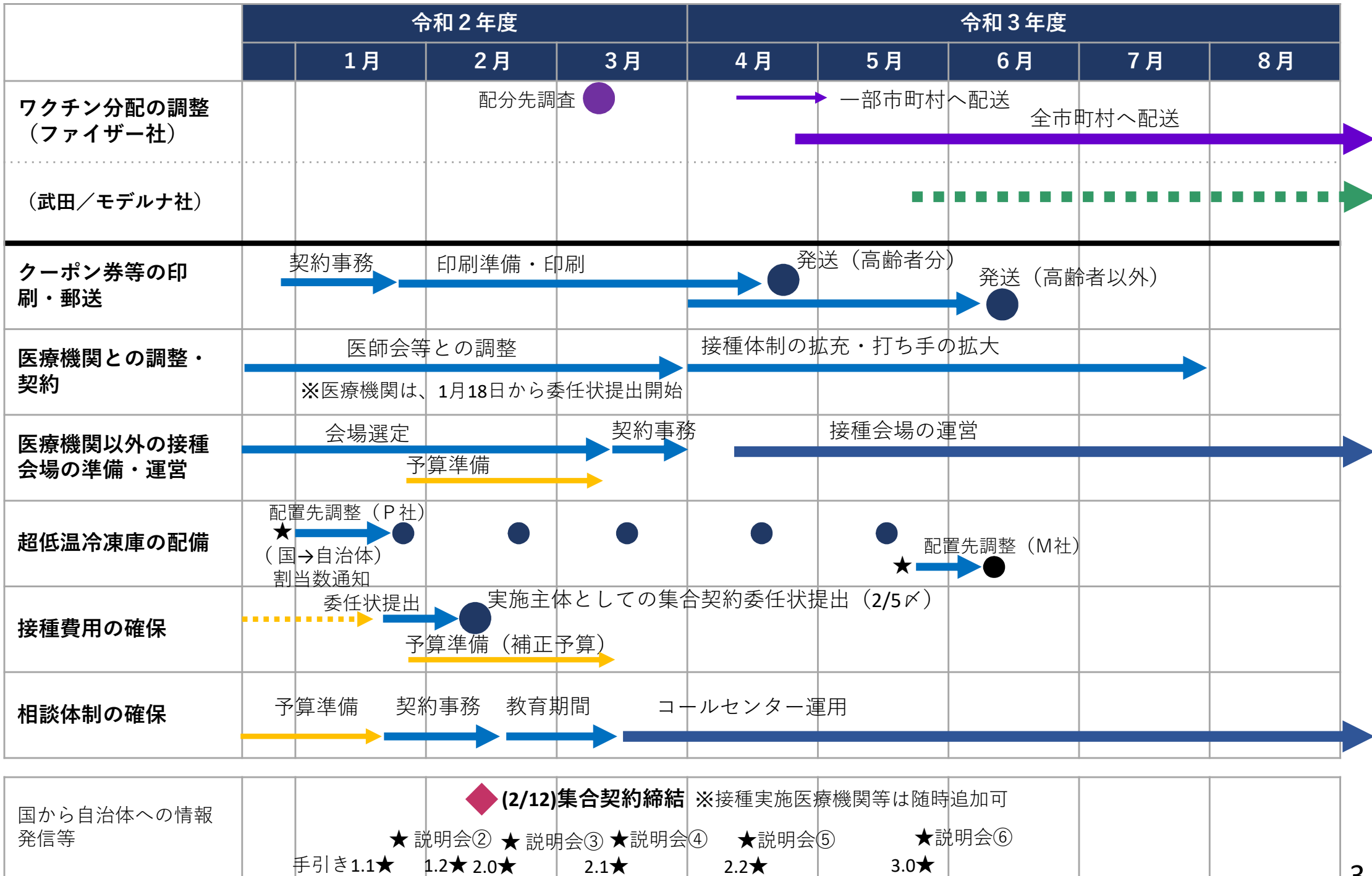
新型コロナウイルスワクチンの接種順位、対象者の規模（想定） 及び接種スケジュール

- これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では次のように想定される。
- 事業の実施期間は令和3年2月17日～令和4年2月28日まで。
- 事業の実施主体である市町村は、上記の期間中に、管内に居住する16歳以上の者に対し、2回打ちのワクチンであれば2度の接種を行う必要がある（日本全国では約1.1億人に対して2度の接種を行う必要がある）。



（※）慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む。）、慢性の腎臓病等で通院／入院している方、又は基準（BMI30以上）を満たす肥満の方。

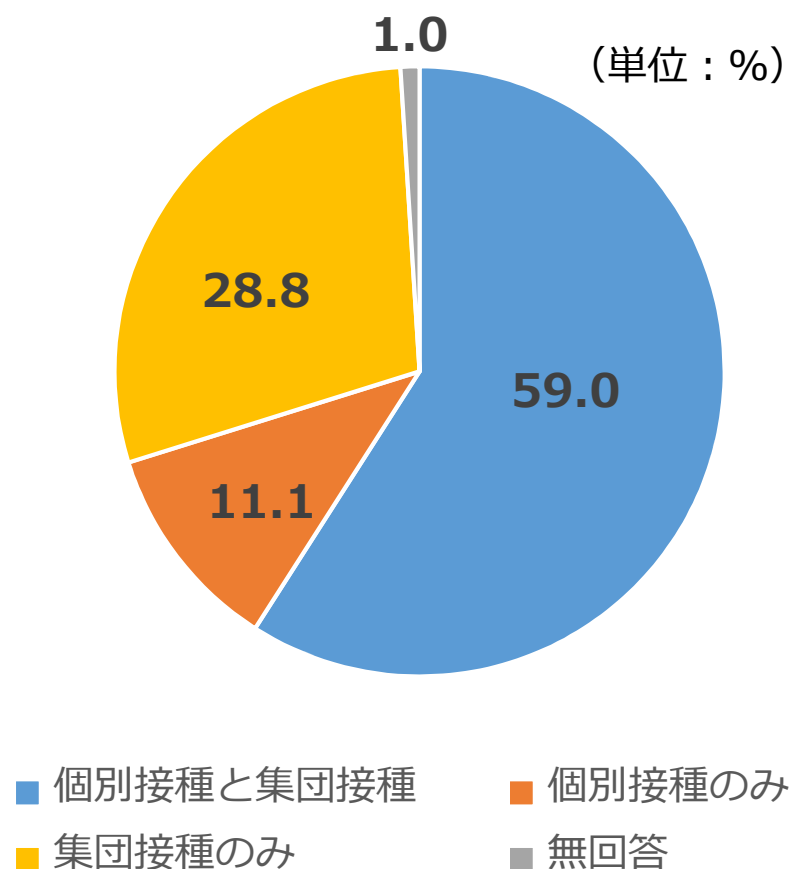
体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）



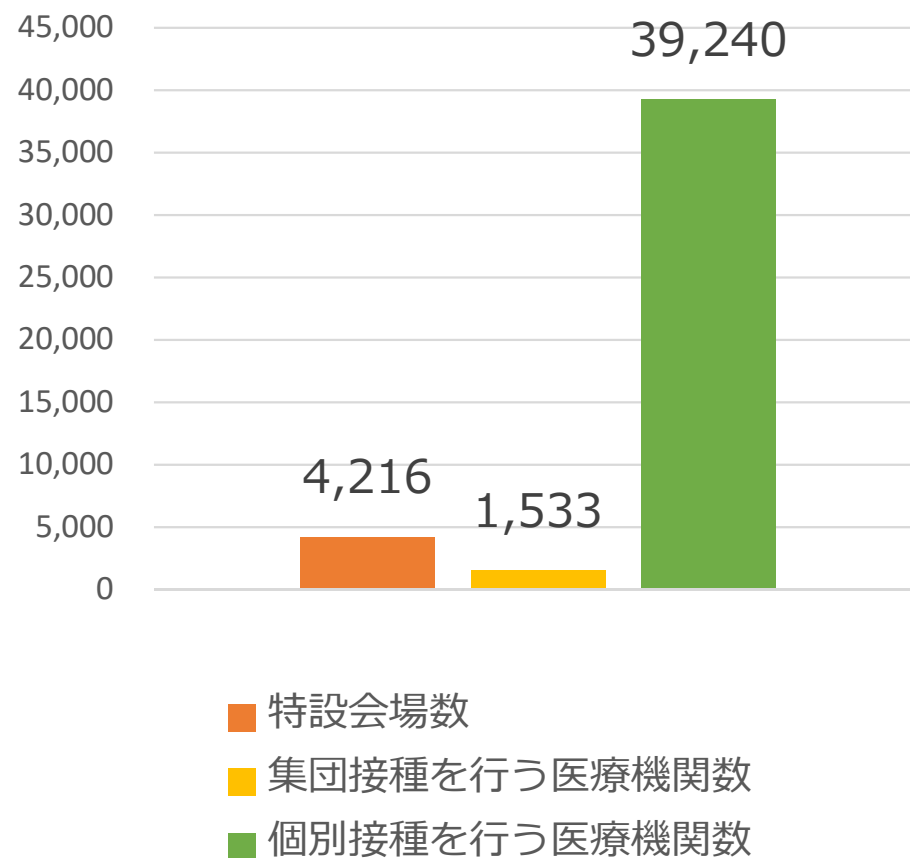
自治体の接種体制と接種会場数

- 集団接種と個別接種を組み合わせた形で接種体制の構築を進める自治体が多い。
- 接種会場数は4月現在、全国で44,989か所。

接種体制別の自治体の割合



接種会場数



(※1) 厚生労働省予防接種室が全市町村(1741市町村)に対し、4月時点での接種会場の整備状況を聞いたもの。
(※2) 接種体制の「集団接種」は、特設会場のほか、医療機関での集団接種を含む。

集団接種会場のイメージ

必要な準備

- 会場の確保 ※医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出等が必要
- 運営方法の検討：直営／委託、予約受付方法等
- 従事者の確保
- V-SYSにワクチン等の配送先を登録
- 必要物品の確保・保管

当日の流れ

① 受付

検温、身分証明書の確認、予診票記載の案内

② 予診票確認

予診票の記載漏れ等のチェック、（2回目接種の場合）接種間隔や1回目に接種したワクチンの種別の確認

③ 予診

体調や持病を確認する等必要な診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者等に該当するか否かの確認

④ 接種

薬液を充填する者も別に配置が必要

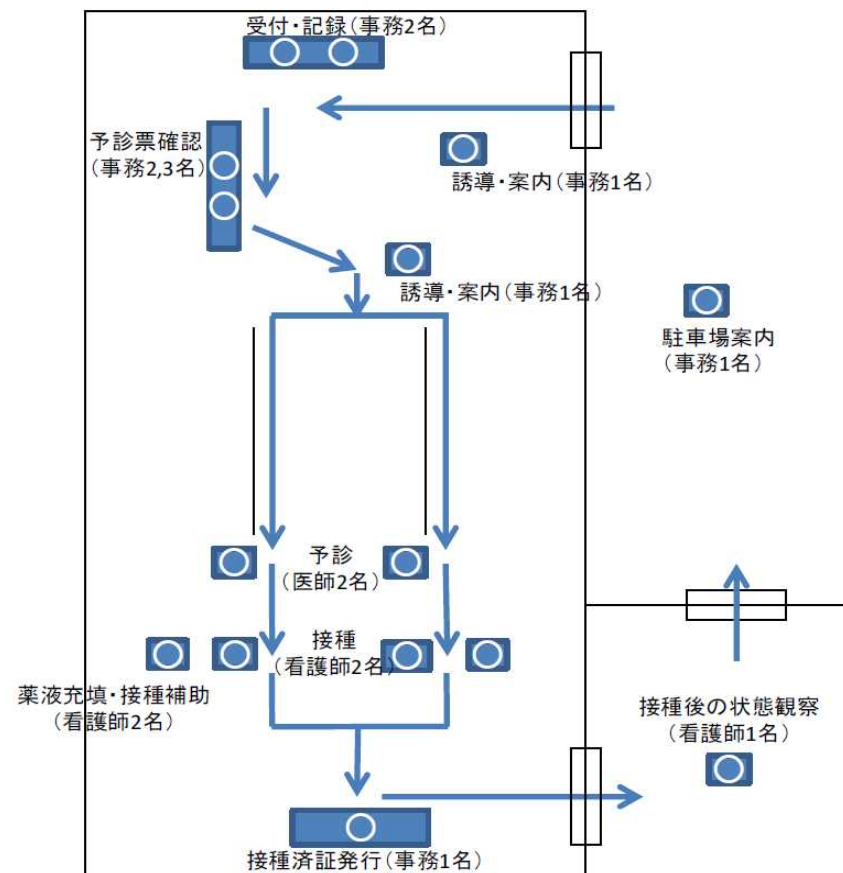
⑤ 接種済証の交付

接種済証に接種したワクチンごとのシールを貼り、接種日等を記載

⑥ 接種後の状態観察

15分以上（アナフィラキシーなどの重いアレルギー反応を起したことがある方等は30分）経過観察を行う

会場設営のイメージ



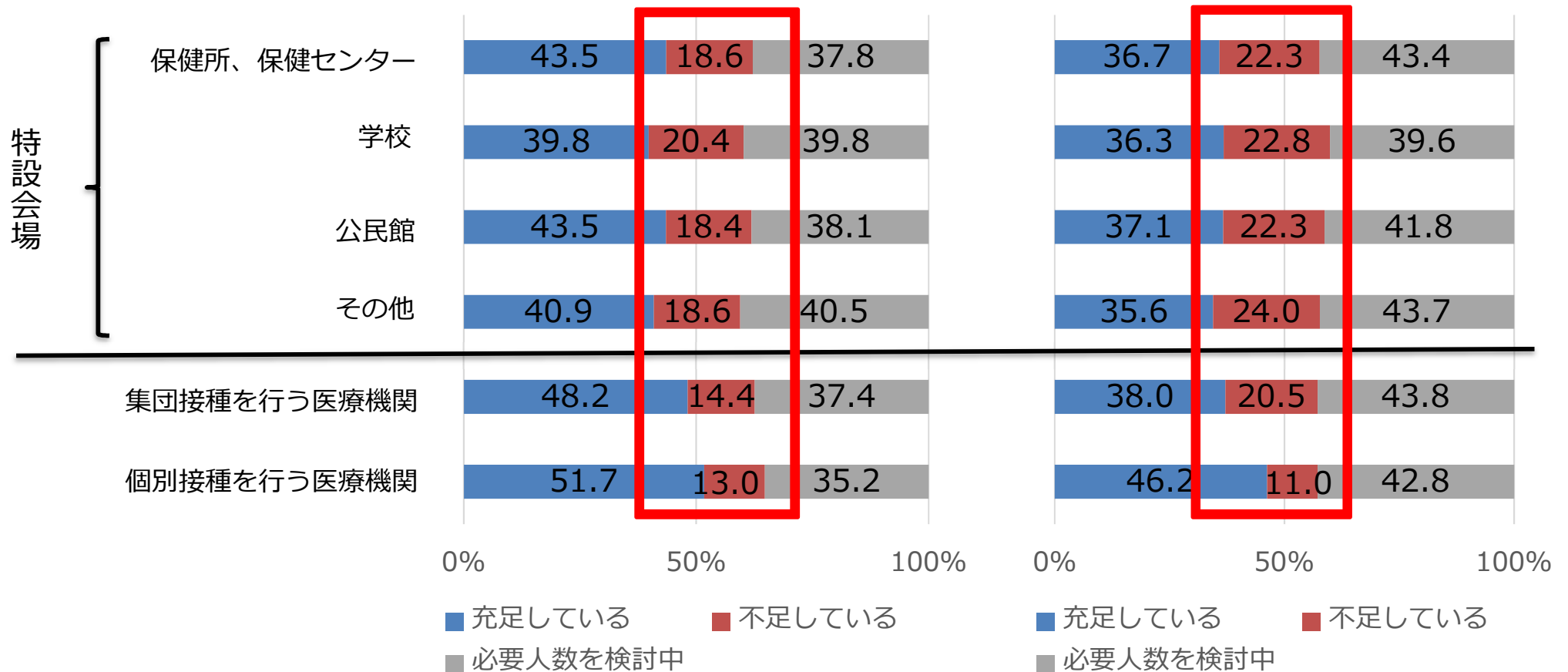
自治体における医師・看護師の確保状況

- 厚生労働省予防接種室による自治体アンケート（4月時点の状況を調査）によると、医師については98.1%、看護師については96.6%の自治体が、1人以上人員を確保できていると回答している。
- 特設会場については、医師・看護師のいずれも、約2割程度の自治体が人員が不足していると回答している。個別接種を行う医療機関の場合、医師について不足している回答した自治体は13.0%、看護師は11.0%であり、医療従事者の不足感は特に特設会場で強い。

医師の充足感

看護師の充足感

(単位：%)



※厚生労働省予防接種室が全市町村（1741市町村）に対し、4月時点での状況を聞いたもの。

ワクチン接種に係る人材確保に関するこれまでの取組

医療従事者の確保に資する支援

(1) 地区医師会との更なる調整に関する支援

- ① 総理から日医会長・日看協会長への協力依頼（3.4.30）。総理から日歯会長への協力依頼（3.5.18）
- ② 総務大臣・厚労大臣から自治体へ、日本医師会から地区医師会へ、要請文の発出（3.5.18）
- ③ 1(2)の国庫補助金を活用し、自治体の判断で協力金を支給することが可能。

(2) 医療従事者の確保に関する支援

(ア) 主として問診等を行う医師の確保に関するもの

- ① 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出（3.5.13）
- ② 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出（3.5.18。公立病院についても同日付で通知）

(イ) 主として接種を行う医療従事者等の確保に関するもの

- ① 看護師・准看護師の労働者派遣の拡大（3.4.23）
- ② 歯科医師の接種業務での活用（3.4.26）
- ③ 潜在看護師の活用に関し、一時的な収入増により扶養から外れないことを周知（3.2.12）
- ④ 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出（3.5.13）（再掲）
- ⑤ 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出（再掲）
- ⑥ 看護系大学、看護師等養成所等に対する協力依頼の通知を発出（3.5.17）
- ⑦ 潜在看護職が7月末までに新たに接種業務に従事した場合に就業準備金3万円を支給（3.5.21）

(ウ) 病院団体、公立・公的病院等への協力要請など

- ① 企業立病院・健康保険組合立病院への医療従事者の派遣等の協力要請（3.5.10～）
- ② 国公立大学病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.14）
- ③ 日本医師会及び各病院団体、公立・公的病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.20）
- ④ 介護老人保健施設等について、接種会場等において医師が協力する場合の人員配置基準上の取扱いに係る事務連絡を発出（3.5.7）
- ⑤ 民間の職業紹介事業者等の紹介
- ⑥ Jリーグがワクチン接種への協力を発表（3.5.14）
- ⑦ 都道府県に、上記の様々な協力主体を活用する等により、市町村のワクチン支援を行う窓口の設置を要請。国は、都道府県と連携しつつ、個別の協力主体にも働きかけを行う。

(3) 効率的な接種体制の構築

- ① ワクチン接種においてオンライン診療を活用する場合の考え方や、予診の手続きの留意点について通知（3.5.25）
- ② 何らかの病気で診療を受けている被接種者の予診時の取扱いを明確化し、かかりつけ医に確認せずに接種した場合でも、予診医が接種可能とした場合は接種可能であること等について通知（3.5.25）

ワクチン接種に係る新たな支援策について

○ これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、**今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)**

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：**4,319億円**(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価：2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：**3,439億円**(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

歯科医師の協力も含めたワクチン接種に係る人材確保のイメージ

① 看護師確保のための取組の実施

<1 ナースセンターによる潜在看護師等のワクチン業務への積極的なマッチング>

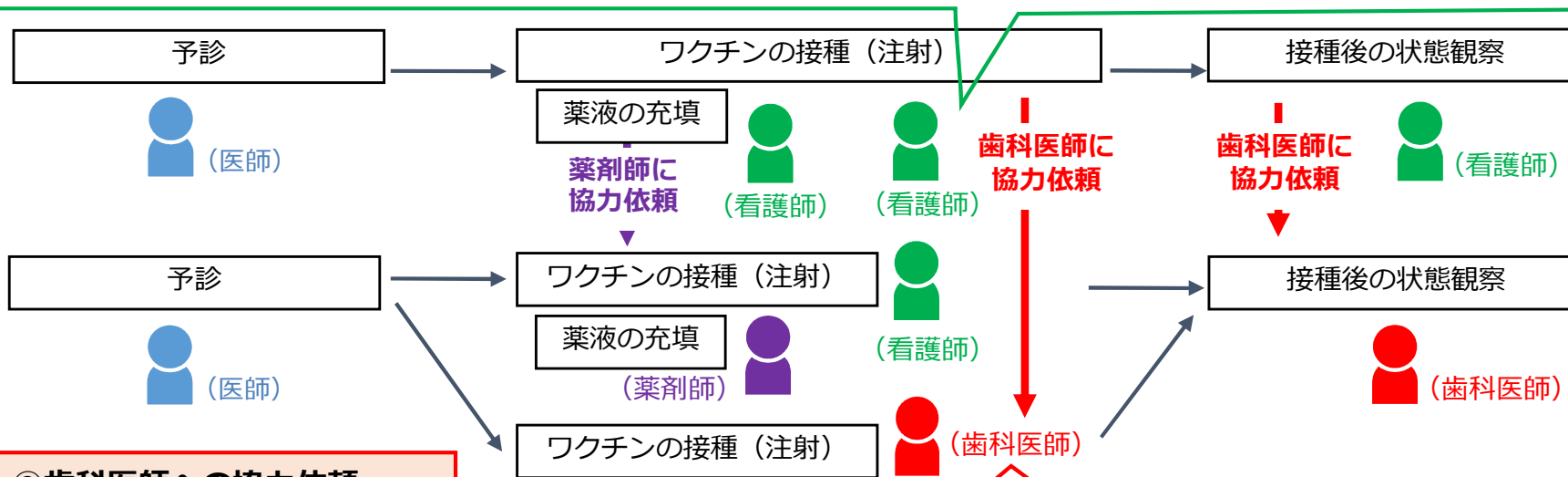
- 各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護師等を活用し、各自治体における接種会場の看護師等の求人ニーズについて積極的にマッチング支援を実施。

<2. ワクチン業務への看護師等の労働者派遣を可能とするための特例措置の実施>

- 本年4月1日よりへき地において解禁した看護師等の労働者派遣について、全国知事会などからの要望を踏まえ、ワクチン接種会場に限った時限的な特例として、へき地以外の接種会場でも労働者派遣の活用を可能とするよう措置。

<3. 総務省と連携した地方自治体における効率的な看護職員の募集・求人のサポート>

- 保健所において看護職員の募集・求人を行うのが事務的に負担であるとの声があることを踏まえ、総務省と連携し、ワクチン接種に関する募集・求人についても本庁で一括して行うことが効率的である旨、地方自治体に対し周知済。



② 歯科医師への協力依頼

- 以下の条件を満たす場合、歯科医師にワクチン接種のための注射に協力いただくことも可能。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること
- (3) 歯科医師による接種について被接種者の同意を得ること

1. 概要

- ワクチン接種人材が不足している自治体において、必要な人材（医師、看護師、事務職員等）の募集情報を、ウェブ申請フォームを通じて登録することで、当該情報を「医療のお仕事 Key-Net」のウェブサイト上で公開し、求職者からの応募を受付
- ワクチン接種人材のうち、医師の確保に関しては、両者の情報を元に、一般社団法人国際事業総合研究所においてマッチングを実施。
- 同研究所においては、医師向けに「新型コロナワクチン接種医師募集サイト Save the town」 (<https://covid19-vaccine-md.jp/>) による広報を実施。

2. 応募医師数

上記サイトから応募した医師数 3783人 (5/27時点)

3. 募集自治体

求人登録している自治体 23自治体

うち4自治体でそれぞれ医師1名とマッチング成立 (5/27時点)

4. 募集業務内容

予診、副反応観察、接種等

※ 予診に先立って行う予診票確認については、医師のみならず、看護師や事務職員等も担当することができます。看護師や事務職員等が、できる限り予診票の確認を行っていただくことにより、効率的かつ効果的な問診となるようお願いいたします。予診に関する留意事項の詳細については、3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」をご確認ください。

歯科医師によるワクチン接種の実施に係る違法性の阻却について

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、医業の範疇であり、医師法上、そのための注射を歯科医師が行うことはできない。
- 一方で、歯科医師は、筋肉内注射に関する基本的な教育を受けていることから、筋肉内注射という行為のみに着目すれば、歯科医師も技術的には一定の安全性を持って実施することが可能と考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、**必要な医師や看護師等が確保できない場合において**は、少なくとも下記（１）～（３）の条件下で歯科医師はワクチン接種のための筋肉内注射を行うことは、**公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、違法性が阻却されると考えられる。**

違法性が阻却されると考えられる条件

- （１） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。
※ 上記については、**予防接種の実施主体である自治体の長が**、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、**地域医師会等の関係者とも合意の上で、地域歯科医師会に協力を要請**する。
- （２） 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は**新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修**を受けていること
- （３） 歯科医師による接種について**被接種者の同意を得る**こと

歯科医師によるワクチン接種の実施に係る筋肉内注射の研修について

- ワクチン接種を行う歯科医師は、研修（講義）の受講が必要である。
- 公益社団法人日本歯科医師会のeラーニング受講により、受講修了証が発行される。また、研修動画は、以下の公開場所にも掲載している。
- 筋肉内注射の経験がない歯科医師については、別途実技研修が必要であることから、各地域で調整をお願いする。

研修動画公開場所

① 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）

「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」

（日本プライマリ・ケア連合学会 守屋 章成（製作：日本プライマリ・ケア連合学会）

<https://www.youtube.com/watch?v=7oasRUANUrY>

② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識」

（日本歯科大学 砂田 勝久（監修：日本歯科医学会）

<https://www.youtube.com/watch?v=LN0OgIMh2jk>

③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）

「医療従事者のための新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するための注意とポイント」

（制作・監修：厚生労働行政推進調査事業費補助金“新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」）

<https://www.youtube.com/watch?v=rcEVMi20tCY>

（参考）接種部位の目安を「肩峰下の前後腋窩線を結ぶ線の高さ」とする方法

「新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021年3月版」

（制作・監修：日本プライマリ・ケア連合学会 予防医療・健康増進委員会ワクチンチーム）

<https://www.youtube.com/watch?v=tA96CA6fJv8>

④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応 等

「新型コロナワクチン接種時のアナフィラキシーへの対応【医療者向け】」

（公益社団法人日本医師会 今村 聡（制作：公益社団法人日本医師会）

<https://www.youtube.com/watch?v=IHNVTpdYEas>

ワクチン接種を更に円滑かつ迅速に進めるための課題

- これまで様々な取組を進めてきたが、依然としてワクチン接種体制の構築に関して、予診医や看護師の不足感が指摘されている。このため、ワクチン接種を更に迅速かつ円滑に進める上では、
 - ・ 予診を担う医師の確保のみならず、医師が行う予診の効率的実施（予診のサポートの充実）
 - ・ 幅広い業務を担うことのできる看護師の確保と合わせて、ワクチンの調製・シリンジへの充填作業、接種、接種後の健康観察という一連の業務を様々な職種で役割分担することによる接種体制全体の効率化といった課題に安全性を確保しつつ対応する必要があると考えられる。
- こうした課題に対応するためには、医療従事者の確保のみならず、それぞれの業務の特性を踏まえた形で、様々な医療関係職種にもその専門性を発揮しながら、協力いただくことなどにより効果的・効率的な接種体制を構築することが重要と考えられる。